

## 最良執行方針

Japan Alternative Market 株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、Japan Alternative Market 株式会社（以下「当社」といいます。）とお取引していただく金融商品取引業者（以下「取引参加者」といいます。）にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです

当社では、取引参加者から株式会社東京証券取引所に上場されている有価証券の注文を受注した際には、以下の方針に従い執行することに努めます。

### 1. 対象となる有価証券

株式会社東京証券取引所に上場されている株券、E T F（株価指数連動型投資信託受益証券）、R E I T（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」のうち、当社が運営する私設取引システム（以下「PTS」といいます。）における取引対象銘柄として当社が指定したもの（新株予約権付社債券、新株予約権証券及び出資証券を除く。）。

なお、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債等、金融商品引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、当社ではお取り扱いしておりません。

### 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

取引参加者からいただいた上場株券等の売買注文のうち売り・買いの条件が合致した場合はすべて、当社が運営する PTS において約定成立させます。また、売り・買いの条件に合致せず、取消しのご指示を頂いた上場株券等の売買注文は 速やかに取消処理をさせていただきます。

### 3. 当該方法を選択する理由

当社は、PTS 運営業務を専業として行う金融商品取引業者であり、当社の PTS で売買を成立させることが最も取引参加者にとって優れていると考えているためです。

### 4. その他

(1) 当社では、端株及び単元未満株式の取引は、取り扱っておりません。

- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でもその時点で最良の執行になるよう努めます。

最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等様々な要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもならないとされております。

以上